

第31回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年11月28日（水）午後1時30分から午後3時45分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

上木礼子，江端美喜子，大門博也，倉田慎也（委員長），竹内富美子，田中住江，中山博晴，紅谷崇文，渡邊史朗

(2) 事務担当者

平野上席裁判官，小出裁判官，小畑首席家裁調査官，松本次席家裁調査官，宮崎家裁事務局長，大林家裁事務局次長，杉本家裁総務課長，佃家裁総務課課長補佐，藤井家裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「少年の補導委託について」についての説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 次回開催期日

平成31年6月26日（水）午後1時30分

(2) 開催テーマ

裁判所における採用広報について

(別紙)

意見交換の要旨

(◎：委員長，○：委員，□説明者)

- ◎：少年の補導委託に関する説明を踏まえ、感想等を伺いたい。
- ：今回、少年事件に関して、補導委託という制度があることを初めて知ったが、国民のほとんどがこの制度を認識していないように思う。
- ：少年事件の中で、試験観察になる割合が少年事件全体に比して少ない中で、補導委託になるケースはさらに少ないことが、この制度が認識されていない要因の一つかと思う。
- ：補導委託には、数か月程の間、補導委託先で生活する身柄付補導委託であったり、数日の間、補導委託先に通って社会奉仕活動等に参加したり、職業指導を受ける短期補導委託といった種類があると説明を受けたが、数か月の間だと受け入れ可能な補導委託先も限られてくると考える一方で、数日の間であれば受け入れ可能な補導委託先は多くあるように思う。
- ：少年事件の中で、補導委託となるケースにはどのような特徴があるか。
- ：少年院に収容するほどに非行が進んでいるわけではないが、家庭の保護能力が乏しく、家庭に戻しては立ち直りが見込めない少年や地元の不良仲間から切り離す必要がある少年に対して、補導委託を選択することが多い。さらに、今後は、社会性が乏しく、他者とのコミュニケーションがうまくとれなかったり、不就労が続いていて、そのことが非行につながっている少年らに対しても、不足している社会体験を補い、自立に向けた働き掛けを行いながら観察していくことを検討している。
- ：弁護士は少年事件では、付添人という立場で活動している。具体的には、被害者の方への弁償や、少年の社会生活復帰のために御両親や学校側、職場等と話をするなどの環境調整を行っている。先程も御意見があったように補導委託は

少年事件全体からみると数は少なく、福井弁護士会所属の弁護士もあまり経験したことがないのが実情である。

- ：補導委託の対象となる少年の年齢としては、16歳から18歳というイメージを持っているが、家庭裁判所の実情はどうか。
- ：18歳以上の少年であっても、補導委託先の効果が見込めると判断できれば、補導委託の選択肢から外すということはない。補導委託を選択するかどうかは、少年の特性（性別、年齢、非行事実等）や性格、生活環境等の様々な要素を踏まえて検討している。
- ：補導委託先の新たな依頼先の確保は具体的に進んでいるのか。
- ：短期補導委託先としてこれまで、保育園や介護老人ホーム等の福祉施設に依頼してきたが、それに加えて、農業法人等の事業者を補導委託先として新たに依頼することを検討中である。ただし、事業者側から、補導委託先として受け入れ可能である旨の名乗りを上げていただく以外には、なかなか依頼するきっかけが掴めないのが実情である。
- ◎：現代の少年の特色、更生のための有効な働き掛けに関して御意見を伺いたい。
- ：SNSやインターネットの普及により、少年が安易に非行に走ってしまうような社会環境にあるように思う。
- ：現代の少年の特性の一つとして、少年同士が友人関係にあったとしても、お互いにとって迷惑が掛からないような浅い関係にあるということが言える。また、自分自身にとって苦手と思う相手に対しては関係を絶ち、それ以上関係を広げないという特性もあるように思う。
- ：学生を例にとると、その多くは、高齢者の方とうまくコミュニケーションがとれなくなっているように思う。原因としては、核家族が増え、成長する過程で同世代や自分の親世代としか会話する機会がなくなったことにあると思う。
- ：コミュニケーション不足の背景として、子供のころから本を読まなくなったこ

とも要因の一つだと思う。読書は自分が経験したことの無い様々な世界観を学び、疑似体験することができ、人とのコミュニケーションにも欠かせないものである。そういった読書の機会が減少したところに、入ってくる情報量も興味のある部分に限られ、ますます視野が狭くなってしまっていることでコミュニケーション能力が向上しないのかもしれない。

- ：補導委託をとおして、少年に対して家庭裁判所はどのように関与しているのか。
- ：補導委託期間中は、担当の家庭裁判所調査官が補導委託先を定期的に訪問して少年の生活の様子等を観察するほか、書面や電話でも相談に応じる態勢を整えており、補導委託先に対して適時適切なアドバイス等を行っている。補導委託期間中は、少年に対し、社会に出た後、交友関係や学校、仕事等の環境面をどうするのか考えるよう指導している。また、補導委託先にもよるが、少年と委託者とのつながりや、付添人である弁護士との関係の大切さに気づくように指導している。補導委託期間終了後も、補導委託者とSNSで連絡を取り合ったり、補導委託先の卒業生との交流もあつたりと、補導委託先における御尽力もあつて、少年にとって良い方向に働いているケースもある。
- ：社会福祉協議会のなかには、障害をお持ちの方や引きこもりの方が定期的に利用することのできるコミュニケーションの場所を提供しているところもあり、そういった場所を短期補導委託先として、協力していただくのも一つかと思う。その中には、女性だけが集まる日もあつて、スタッフや利用者同士で会話をしたり、所定の作業を行ったりしている。
- ：補導委託先では、少年に対する職業指導も行われていると思うが、少年がそのまま補導委託先の下で就職するようなケースはあるのか。
- ：他庁では、補導委託をきっかけに、少年がそのまま補導委託先に就職する事例があつたと聞いている。
- ◎：補導委託制度の今後の活用の方向性に関して御意見を伺いたい。

- ：昭和から平成へと時代が変化し、少年の特性も変化していくなかで、少年の特性に見合った補導委託先を選択できるか、少年自身の参加意欲を高めていけるかが今後の課題であると思う。
- ：少年一人一人特性は様々であり、少年の特性を見極めて、その少年に見合った補導委託先を検討するという意味では、ある程度補導委託先を確保しておく必要があると思う。
- ：補導委託先としては、社会福祉事業であったり、農業、製造業等さまざまな業種があったほうが良いと思う。
- ：少年時代に、初めて経験することはいつまでも心に残るものだと思う。私も、大学の教育実習の一環で乳児院に実習に行ったことがあるが、たった3日間の実習でも、赤ちゃんに触れたことは、今でも鮮明に記憶に残っている。少年が更生し、いつまでも心に残ってもらえるような補導委託先があれば良いと思う。
- ：補導委託先としては、通所型の委託先よりも、寝食可能な委託先が多い方がいいのか。
- ：必ずしもそうではない。仕事が順調な少年にまで、今の仕事を一旦止めて、3か月程度の住込みの補導委託に付することはためられるところである。このような場合には、今の仕事を二、三日程度休んでもらい、通所型の短期補導委託が考えられる。
- ：なぜ、今、補導委託先の活用の検討を始めているのか。
- ：現代の少年の特性の変化に対応して、少年院や保護観察所といった関係機関でもカリキュラム等を工夫して改善してきているところである。家庭裁判所においても、少年の変化に応じた補導委託先の活用を検討しているところである。
- ◎：補導委託先の候補として、どのような団体等が考えられるか。また、そのような団体等から名乗り出てもらう方法はあるか。
- ：福井では職人がいる工芸の会社も多く、そういった製造会社はどうか。

- ：特別養護老人ホームや障害者施設等の社会福祉施設はどうか。人手不足もあり、補導委託をきっかけとして、そのまま就職することも可能な場合もあると思う。
- ：保育園を補導委託先として検討した場合、保育士さんの協力は得られたとしても、園児の親御さんの協力を得るのは難しいと思う。
- ：農業法人や漁業団体、シルバー人材センターはどうか。職人氣質の方も多く、少年に対する指導という意味では向いていると思う。
- ：費用面がクリアできれば、お寺における修行体験をさせることも考えられる。
- ：補導委託先として名乗り出してもらうためには、家庭裁判所の補導委託制度を広くピーアールする必要がある。例えば、ピーアールする場として、図書館のエントランス等において、補導委託制度関連の図書と一緒にパネル展示してはどうか。
- ：県内の各社会福祉法人、社会福祉協議会等の各窓口等に補導委託制度のピーアールのためのパンフレットを配布するとともに、補導委託先の募集の案内のチラシを配布してはどうか。
- ：少年が保護観察処分となった場合には、保護司が関与することがあると思うが、保護司は、様々な社会経験をされた方が多く、関係機関ともつながりがあることから、保護司に対しても、補導委託先の募集の案内をすることは効果的だと思う。
- ◎：本日承った御意見は、今後、当庁において、少年の補導委託に関する取組を検討していく上での参考としたい。